

令和 7 年度保育料等のお知らせ

令和 7 年度の保育料及び保育所等給食費の基準額については、下の表のとおりとなります。
また、保育料等の軽減については裏面をご覧ください。

【令和 7 年度保育料・保育所等給食費基準額表】

(月額・円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額	保育所等給食費
		3号認定	1・2号認定
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯等	0	0
第 2 階層	8月までは前年度分、9月からは当年度分の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	0
		母子世帯等	0
第 3 階層		均等割りのみ課税	12,800
		母子世帯等	6,300
第 4 階層		48,600 円未満	15,600
		母子世帯等	7,200
第 5 階層		62,800 円未満	※4,500
		母子世帯等	7,200
第 6 階層		77,101 円未満	4,500
		母子世帯等	7,200
第 7 階層		97,000 円未満	
第 8 階層		169,000 円未満	
第 9 階層		211,200 円未満	
第 10 階層		301,000 円未満	
第 11 階層		325,000 円未満	4,500
第 12 階層		349,000 円未満	
第 13 階層		373,000 円未満	
第 14 階層		397,000 円未満	
第 15 階層		397,000 円以上	

※ 第 5 階層の保育所等給食費は市民税所得割合算額が 57,700 円未満の世帯までは無料です。

※ 保育料・保育所等給食費における年齢基準は令和 7 年 4 月 1 日時点の年齢です。

【保育料及び保育所等給食費の軽減について】

(1) 多子世帯

①【国による利用者負担軽減】※申請は不要です。

条件	第2子	第3子以降
認可保育所等に同時入所	半額	無料
市町村民税所得割合算額57,700円未満 (第5階層の一部以下の世帯) ※同時入所を問わない	半額	無料

②【市による利用者負担軽減】※第2子及び第3子以降の児童は申請が必要です。

いすみ市では0～2歳児の児童のうち、第1子及び第2子の児童については保育料の70%を減額し、第3子以降の児童については、保育料を全額免除します。

※第2子の児童で国の保育料軽減が50%に該当する場合は、残りの20%を市で軽減します。

※第3子以降の児童で国の保育料軽減が50%に該当する場合は、残りの50%を市で軽減します。

(2) ひとり親世帯等

ひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち、年収約360万円未満の世帯・市町村民税所得割合算額77,101円未満(第6階層までの世帯)については、同時入所を問わず第2子以降は無料となります。ただし、父母等が非課税世帯であって児童と生計を一にしている祖父母等(家計の主宰者)がいる場合は、その者の課税額を含め保育料及び給食費を決定いたします。

(3) 幼児教育の無償化について

3～5歳児と非課税世帯の0～2歳児の保育料は0円です。

(4) 保育所等給食費について ※申請は不要です。

3～5歳児は1か月4,500円の保育所等給食費(副食費)負担がありますが、令和7年度については、市独自の軽減として市内に住所を有する3歳児～5歳児クラスの児童について、保育所等給食費を全額免除します。

* 保育料の軽減については、市税、国民健康保険税及び保育料の滞納がない世帯が対象となります。